

定 款

(令和7年6月25日改正)

株式会社池田泉州ホールディングス

株式会社池田泉州ホールディングス定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は株式会社池田泉州ホールディングスと称し、英文では Senshu Ikeda Holdings, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

1. 銀行、その他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理
2. 前号の業務に付帯関連する一切の事業
3. 前二号に掲げる業務のほか銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を大阪市北区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
3. 執行役
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、産業経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、850,050,000株とする。

② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	850,050,000株
------	--------------

(自己株式の取得)

第7条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、全部の種類株式について、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株式取扱規定)

第11条 当社の株主権行使の手続その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた代表執行役の決定により定める株式取扱規定による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた代表執行役の決定によって定め、これを公告する。

- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(基準日)

第 13 条 当会社は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度の終了日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。

- ② 株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役または執行役が議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主が代理人をもって、その議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の当該株主総会において議決権を有する株主1名でなければならない。

- ② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(取締役会規定)

第22条 取締役会に関する事項は、法令、本定款及び取締役会において定める取締役会規定による。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、法令に別段の定めがある場合には、これに従うものとする。

② 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任について、当該取締役が善意でかつ重大

な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することができる。

(取締役の責任限定)

第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で規定する額とする。

第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

(各委員の選定方法)

第28条 当社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

(各委員会規定)

第29条 各委員会の権限その他各委員会に関する事項は、法令、本定款及び取締役会規定のほか、取締役会において定める各委員会規定による。

第 6 章 執行役

(執行役の選任)

第 30 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第 31 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の後最初に招集される取締役会の終結のときまでとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第 32 条 当社は、取締役会の決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、執行役社長、執行役会長、執行役副社長、執行役専務、執行役常務を定めることができる。

(執行役の責任免除)

第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、執行役（執行役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、当該執行役が善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することができる。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第8章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当の基準日)

第37条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行うものとする。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 期末配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から3年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

附 則

(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第16期定時株主総会終結前に社外監査役と締結した会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。